

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.001

処 分 名	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
処 分 の 概 要	河川工事又は河川の維持は、本来河川管理者の権限に属する事項であるが、他の行政機関、公共団体又は私人が自らの必要に基づき、又は河川管理者に協力する立場から、河川の工事又は維持を行うことを希望し、かつ、それが河川管理上支障がなければ、これを認めるものです。
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 20 条 河川法施行令（昭和 40 年 2 月 11 日政令第 14 号）第 11 条、第 12 条
審 査 基 準	実績がなく法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■河川法

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

■河川法施行令

第十一条 法第二十条の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出しなければならない。

第十二条 法第二十条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。